

群馬県青少年保護育成条例が改正され、 「群馬県青少年健全育成条例」 になりました。

新条例は平成19年10月1日に施行されました。県民の皆様のご理解とご協力を、お願いします。

そこが知りたい

主な改正内容

【深夜の連れ出しなどの禁止】

○いずれの人も、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはなりません。ただし、通勤、通学や緊急事態、その他の正当な理由がある場合を除きます。違反した人は**30万円以下の罰金**が科せられます。～第30条

【酒類・たばこの適正な販売】

○酒類・たばこの販売業者やその従業員は、それらを購入しようとする人が明らかに成人（20歳以上）であると認められる場合を除き、身分証明書の提示を求めするなど、客観的な方法により購入者の年齢を確認しなければなりません。～第29条

ここでいう『**青少年**』とは、18歳未満の人をいいます（乳幼児も含まれます）。ただし、結婚した女子は除きます。また、条例の罰則は青少年には適用されませんので、この条例で青少年が処罰されることはありません（免責規定 第62条）。

※条例の改正は上記4項目以外にも多数ありますので、電話やインターネットでご確認ください。

○条例の趣旨

複雑化する社会環境や青少年に係わる様々な問題に対応していくため、群馬県では群馬県青少年保護育成条例の全面的な改正を行い、名称も新たに「群馬県青少年健全育成条例」として公布しました。新条例では、青少年の育成支援や保護を目的として、保護者などの責務規定の見直し、規制の強化や新設などを行いました。県民の皆様には「子どもたちにとってよりよい環境をつくっていく」という条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【深夜営業施設への立入制限】

○映画館、カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、インターネットカフェなどの経営者や従業員などは、保護者同伴であっても、深夜に青少年を施設に立ち入らせてはなりません。違反した場合には**30万円以下の罰金**が科せられます。～第31条

【インターネットの適正な利用】

○保護者や家族、インターネットカフェや公共施設の管理者などは、フィルタリングソフトの活用など、適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧・視聴させないよう努めなければなりません。～第28条

■条例に関する詳しいお問い合わせは…

群馬県生活文化部少子化対策・青少年課

☎027-226-2393(直通)

インターネットでご覧になる場合は
群馬県ホームページトップメニューで

健全育成条例

検索

CLICK!